

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xは、「被告人は、Yと共謀の上、平成28年7月24日午後8時ころから午後9時30分ころまでの間、S市T区N町〔番地略〕先路上に停車中の普通乗用自動車内において、Aに対し、被告人が、殺意をもって、Aの頸部を絞めつけるなどし、よって、そのころ、同所において、同人を窒息死させて殺害したものである。」という殺人罪の訴因により起訴された。

公判前整理手続において、Xは、「自分とYの間でAを殺害する旨の事前の共謀は存在しておらず、また、自分はA殺害の実行行為に何ら関与していない。」として、無罪を主張したことから、本件の争点については、「(1) XとYの間でAを殺害する旨の事前の共謀が成立していたか否か。(2) XとYのうちA殺害の実行行為を行った者は誰か。」と整理され、Yの証人尋問や被告人質問等が実施されることが決定された。

- 2 第1審公判においては、前記の争点につき、5回の公判期日を重ねて証拠調べが行われた。その間、Xは、改めて、Yとの共謀の存在及びA殺害の実行行為への関与を否認したが、これに対して、Yは、Xとの共謀の存在を認めた上で、A殺害の実行行為を担当したのはXである旨を証言した。

また、Xは、捜査段階における検察官による取調べに際し、「自分とYの両名でA殺害の実行行為を行った。」と自白しており、この自白を録取した供述調書が作成されていたことから、公判においては、当該調書も取り調べられた。

Xの弁護人は、Yの証言及びXの自白の信用性を争い、とりわけ、Yの証言については、自己の責任をXに転嫁しようとするものであると主張した。

- 3 審理の結果、第1審裁判所は、訴因変更の手続をとることなく、「被告人は、Yと共謀の上、平成28年7月24日午後8時ころから午後9時30分ころまでの間、S市T区N町〔番地略〕先路上に停車中の普通乗用自動車内において、Aに対し、被告人又はYあるいはその両名において、殺意をもって、Aの頸部を絞めつけるなどし、よって、そのころ、同所において、同人を窒息死させて殺害したものである。」という事実を認定し、罪となるべき事実としてその旨を判示し、被告人に有罪を言い渡した。

平成 29 (2017) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (前期)
試験科目 : 刑事法 (刑事訴訟法)

【設問】

第 1 審裁判所が, 訴因変更の手續をとることなく, 【事案】 3 の事実を認定したことの適法性について論じなさい。